

平成24年度横浜市予算に対する要望書

社団法人 横浜建設業協会

1. 中小企業振興施策の策定および効果的な実施について

横浜市中企業振興基本条例の理念に基づき市内中小企業の振興を図るため、庁内に設置された横浜市中企業振興推進会議の活用を図り、中小企業の振興に関する総合的施策を策定し効果的に実施するよう要望します。

2. 大規模地震に備えた安全なまちづくりの推進について

防災拠点・避難拠点となる公共施設、道路、橋梁等の耐震化、民間の土地・建物の地震対策、急傾斜地の崩壊防止、地震発生時の通信手段の確保等、切迫する首都圏大規模地震に備えた対策を早急に講じるよう要望します。

(1) 公共施設の耐震化の推進

(ア) 区庁舎の耐震化および小中学校の耐震改修と避難所機能の強化

地震発生時に防災拠点となる区庁舎および避難場所となる小中学校について、耐震性に問題がある施設の耐震診断を実施し耐震改修工事を行うとともに、避難拠点としての機能の強化を図ること。

(イ) 橋梁の耐震化

高度成長期に建設され老朽化が進み耐震性に問題がある橋梁について、橋脚補強や落橋防止等の地震対策を早期に実施すること。

(ウ) 老朽化した市営住宅の耐震化および高層化

老朽化し耐震性に問題がある大規模市営住宅団地について、高層化して建替えを行い、土地の有効活用による新しいまちづくりを進めること。

(2) 大規模地震に備えたまちづくり

(ア) 緊急輸送道路沿道の建築物耐震化の促進

地震時の緊急輸送路の通行を確保するため、緊急交通路指定路線沿道の建築物について、耐震診断および耐震改修工事を補助し耐震化を促進すること。

(イ) 電線類の地中化の推進

地震や台風等の災害時において安定的な電力供給および安全な道路交通を確保し、情報通信ネットワークの安全性・信頼性を向上するとともに、安全な歩行空間の確保や都市景観の向上を図るため電線類の地中化を推進すること。

(ウ) いえ・みち まち改善事業の推進

防災上の課題がある密集市街地の防災性と住環境を向上するため、狭あい道路の解消および広場・公園等公共施設の整備を図り、老朽建物の建替えや耐震改修を促進するため、いえ・みち まち改善事業を推進すること。

(3) 民間の土地・建物の地震対策の推進

(ア) 民間の中高層建築物の耐震化の促進

老朽化し地震災害の危険度が高い民間の中高層建築物の建替えや耐震改修を促進するため、耐震診断および耐震改修工事を助成すること。

(イ) 急傾斜地の崩壊防止

急傾斜地崩壊危険区域において、崩壊防止工事施工後の経年劣化により崩壊の危険度が高い急傾斜地について崩壊防止対策を講じること。

(ウ) 土地・建物の液状化対策

地震発生時に液状化の危険度が高い区域の土地・建物について、地盤調査および地盤改良工事等を助成し、液状化危険区域の住民の安全を図ること。

(4) 地震発生時の緊急通信手段の確保

大規模地震発生時には携帯電話やメールによる通信が不通になるため、建設業防災作業隊の応急活動や公共建築物の点検・応急措置等の防災活動に支障をきたさないよう、横浜市関係機関との通信手段を確保すること。

3. 市内企業の活用による事業の推進について

(1) 脱温暖化モデル住宅推進事業における地域建設業活性化の推進

脱温暖化モデル住宅推進事業は環境に配慮した省エネ・長寿命な住宅の普及促進のみならず、市内企業の技術向上と地域建設業の活性化に資するため、さらに大規模未利用地の活用による共同住宅の建設など事業を拡大して推進するよう要望します。

(2) 大規模公共事業および国直轄事業への市内企業の入札参加促進

市街地再開発事業等の大規模事業の発注において、共同企業体による入札参加や分離・分割発注等を活用し市内中小建設業者の受注機会の拡大を図るよう要望します。また国直轄事業についても同様の対応により地元企業に発注するよう国への働きかけを要請します。

4. 住宅エコポイント制度の存続について

住宅エコポイント制度は想定を上回る申請があり、制度の目的が早期に達成されたため工事の対象期間を短縮して終了しますが、地球温暖化に対応する環境住宅をより一層普及させ、東日本大震災により大打撃を受けた日本経済の活性化を図るため、住宅エコポイント制度を存続するよう国への働きかけを要望します。

5. 道路整備の促進について

(1) 横浜環状道路の整備促進および市内企業の受注機会の創出

横浜環状南線・北線および関連街路の整備を促進するとともに、北西線は事業化に向けた調査等を遅滞なく進め、早期に事業化するよう要望します。

また高速道路株式会社が発注する横浜環状南線・北線および本体と一体不可分の関連街路の整備工事について、共同企業体への発注や分離・分割発注の活用により市内企業の受注機会を創出するよう、国土交通省および高速道路会社への働きかけを要請します。

(2) 都市計画道路網の整備促進

横浜市の都市計画道路整備率は現在、65.8%と政令市の中でも下位に属しています。効率的な道路ネットワークの形成は市域を一体化し、市内経済の発展や市民生活の利便性の向上および交通渋滞の緩和による環境改善に大きな効果を期待できることから、都市計画道路網の整備を一層促進するよう要望します。

(3) 国直轄道路維持管理事業の地方自治体への移管

国および地方自治体が管理する道路の維持・補修および災害時の復旧工事を地元企業が一体的に行うことにより工事の効率化と経費節減を図ることが可能で、また市内企業の活性化にも資するため、国直轄道路の維持管理事業について財源を含めて地元自治体に移管するよう国への働きかけを要望します。

6. 公共工事の入札・契約制度の改善について

(1) 予定価格事前公表の廃止および設計内訳書の明確化について

予定価格の事前公表により最低制限価格に合わせた入札が行われ、適切な施工と建設企業の健全経営のための積算意欲を阻害し、適正な積算を行わない不良・不適格業者の参入を助長する結果に繋がります。事後公表に転換し真の競争性を確保して、健全な建設企業が報われる入札制度に改善するよう要望します。

また事後公表の場合、正確な積算を行うことができるよう設計内訳書に登録単価一覧表を明示するとともに、無作為抽出による最低制限価格の決定を取りやめるよう要望します。

(2) 工事入札における価格による失格基準の引き上げ

公共工事の採算性の悪化を防ぎ、健全な建設企業の経営を維持するため、最低制限価格等を引き上げ、適正な価格で工事を発注するよう要望します。

(ア) 最低制限価格の適正水準への引き上げ

本年5月、最低制限価格の算定式が改正され若干の引き上げが行われたものの、いまだ本支店の従業員給料・退職金・福利費など企業の雇用・能力の維持に繋がる管理的経費の算入割合が低く、かつ最低制限価格率の上限が90%に抑制され、建設企業の経営を継続できる水準となっておりません。

最低制限価格の算定式における現場管理費および一般管理費の算入割合を引き上げ、最低制限価格を予定価格の90%以上に設定するよう要望します。

(イ) 総合評価落札方式への最低制限価格制度の導入

総合評価落札方式における低価格受注競争を防止し、建設企業の継続的経営を可能にする適正価格で優れた品質の工事契約を実現するため、低入札価格調査制度を廃止し最低制限価格制度を採用するか、あるいは失格基準を最低制限価格と同程度の水準に引き上げるよう要望します。

(3) 工事の発注条件について

(ア) 舗装工事における保水性・遮熱性等の施工実績条件の撤廃

保水性舗装・遮熱性舗装工事等は元請けとしての施工実績が入札参加条件となっているため、資材プラントをもつ準市内業者が受注し市内企業の受注機会はほとんどありません。保水性舗装、遮熱性舗装等の工事の入札の施工実績条件を撤廃し、市内企業の受注機会を確保するよう要望します。

(イ) 公共建築工事における分離発注の弊害の除去

公共建築工事における分離発注工事は建築工事に関わる作業が多く、施工区分が不明確で円滑な施工に支障をきたします。施工責任範囲を明確にするよう要望します。また分離発注工事の入札が遅延し工期延長となる場合は、建築工事の監理技術者の拘束期間が延長され経費の増加をもたらすため、工期の設定にあたっては十分な検討を行うよう要望します。

(ウ) 長寿命化対策工事および太陽光発電装置設置工事における建築工事一括発注の促進

劣化が著しい建物、設備機器等を修繕し公共建築物の保全を図る長寿命化対策工事および既存建物への太陽光発電装置設置工事は複数工種の工事により施工されますが、建築工事に係る作業が多いことから、総合調整を図りながら効率的かつ適正な工事を行い、費用の節減と工事の品質を確保するため、建築工事一括で発注するよう要望します。

(4) 工事施工の適正化について

(ア) 設計段階での現場事前調査および地元や関係機関との事前調整の充実

施工条件に合わない設計、不完全な用地買収、地元や関係機関との調整不備により着工延期、工期延期、設計変更等が生じないよう、設計段階における現場の事前調査および地元や関係機関との事前調整を充実させるよう要望します。また設計変更の場合は工期延期に伴う経費増を盛り込むよう要望します。

(イ) 竣工検査関連事務の効率化

工事完了から竣工検査開始までに長期間を要し現場代理人の拘束による経費負担が大きいため、迅速に設計変更業務を終了させ竣工検査を実施するよう要望します。

また大量の竣工検査資料を求められ事務の効率化を妨げておりますので、竣工書類の簡素化を要望します。

(ウ) 大震災の影響による資機材の不足、資材価格・労務費の高騰等への対応

東日本大震災の復興事業の進捗に応じて、建設資機材や労働者の不足と価格高騰が予測されるため、設計単価の変更、工期延長の措置、工事費増額等の設計変更、単品スライド条項の適用など適切な対策を講じるよう要望します。

(5) 防災活動を担う地域建設業を維持するための入札・契約制度の改善

市民の生活基盤整備および地域の防災を担う地域建設業を維持するため入札・契約制度を改善するよう要望します。

(ア) 土木事務所管内一円工事の地元企業への発注

道路・上下水道の災害時の応急復旧工事等に迅速かつ適切に対応するため、土木事務所管内一円工事は地域の災害履歴・地質地形・交通事情等地域の状況を熟知し、災害時の応急活動の実績を有する当該区の企業に発注すること。

(イ) 社会貢献企業に対するインセンティブ発注の拡大

公共工事におけるインセンティブ発注は災害協力に対してのみならず、防犯活動、ボランティア活動、その他の地域貢献活動、行政施策への協力など、建設企業の社会貢

献活動を適正に評価し対象範囲を拡大すること。

(ウ) 公共工事受注の平均化

公共工事を通して市民の生活基盤整備に携わり、地域住民を災害から守る役割を担う地域建設業の健全な維持発展を図るため、公共工事の偏った受注状況を是正する対策を講じること。

7. 横浜市外郭団体の工事発注方法の改善について

横浜市外郭団体の工事について横浜市と同様に市内企業に優先的に発注するとともに、最低制限価格制度の導入、低入札価格調査制度への失格基準の採用および発注方法・発注情報の内容等の改善を図り、横浜市の入札・契約制度に準じて入札を行うよう要望します。